

三國時代喪葬禮俗私考

上 村 幸 次

王符は其著潛夫論浮侈篇に當時の葬送の儀式が如何に奢靡を極めたかを述べ、最後に凡諸所譏皆非民性而競務者。亂政薄化使之然也。と喝破し當時の統治の指導政策である經術主義に非難の矢を放つてゐるが、洵に後漢は經術主義を以つて終始した時代であつた。當時は經學の上で良しと認めた風俗を一般に作り上げようと努力し、又實際其努力の實現した時代であつた。喪禮に就いて見るも儒教の禮法が遺憾なく實行に移された。三年の喪は上天子より下士大夫に至るまで遵守せられ、此禮を遵行しなかつたゝめ天子の忌諱を招いた者すらあつた。(註)然しながら此美風も年と共に變化して、遂には王符の言の如き流弊に陥つたが此は人々が自己の權力、財寶を人に誇衒せんとする傾向が生じたゝめであるのみならず、經術主義尊重の破綻であつた。かくして後漢の末年には經術萬能主義より法術主義と移り、厚葬は識者によつて非難せられ、其反動として薄葬説の擡頭を見つゝ世は漢家の天下より曹氏の手に移つてしまつた。

曹氏三代は徹底的法術主義を以つて天下を統御したと云はれてゐる。彼等の喪禮に關する見解も儒教の厚葬の反対の薄葬であつた。曹操は建安十年春正月袁譚を攻めて、之を破り、譚を殺し其妻子を誅して冀州を平定するや、早速

厚葬を禁止してゐる。——魏志卷一一尙宋書禮志に據れば此時曹操は漢代以下死を送るに奢靡、多く石室石獸碑銘等を作るにより、令を下して厚葬を禁ずると共に立碑をも禁止してゐる。又同二十三年六月には令を出して、古之葬者。必居瘠薄之地。其規西門豹祠原上。爲壽陵。因高爲基。不封不樹。周禮冢人掌公墓之地。凡諸侯居左右以前。卿大夫在後。漢制亦謂之陪陵。其公卿大臣列將有功者。宜陪壽陵。其廣爲兆域。使足相容。

と云ひ、西門豹祠の西の原上瘠薄不毛の地を擇んで壽陵を作り、封樹せず、以つて天下に向ふところを知らしめた。後二年、建安二十五年正月庚子病んで洛陽に崩ぜんとするや、遺令して曰く、

吾夜半覺小不佳。至明日飲粥汗出。服當歸湯。吾在軍由持法是也。至于小忿怒大過失不當效也。天下尙未安定。未遼古也。吾有頭病。自先著幘。吾死之後。持大服如存時。勿遺百官當臨殿中者。十五舉音。葬畢便除服。其將兵屯戍者皆不得離屯部。有司各率乃職。歛以時服。葬于鄴之西岡上。與西門豹祠相近。無藏金玉珍寶。吾婢妾與伎人皆勤苦使著銅雀臺善待之。于臺堂上安六尺牀。施總帳。朝晡上脯糒之屬。月旦十五日。自朝至午。輒向帳中作伎樂。汝等時時登銅雀臺。望吾西陵墓田。餘香可分與諸夫人。不命祭諸舍中。無所爲。可學作組履賣也。吾歷官所得綬。皆著藏中。吾餘衣裳可別爲一藏。不能者兄弟可共分之。

據嚴可均輯全三國文卷三、魏武帝遺令

此武帝の遺令を讀めば彼が發病の経過より、時局不安定の際、葬送をば簡略に行ふべき事、將來の祭祀に就きて迄、諱々として細大漏さず備さに遺囑してゐる事が分明するであらう。又副葬品に就いても金玉珍寶を加へざる事を嚴命してゐるが、彼が豫め準備した衣服は僅に四箇のであつた。——魏志卷一武帝遺令の註に魏書を引き——

武帝に次いで立つた文帝は有名なる薄葬の詔を出し、厚葬は古禮に非ず、上代の聖天子、賢人は皆薄葬を行つた事實を列舉し、厚葬を行ふ事は後世奸人をして盜掘の惡事を獎勵する本で、漢家の諸陵が紛亂の際發掘せられた事も厚葬に原因する事を高調した。

黃初三年冬十月甲子。表首陽山東爲壽陵。作終制曰。

禮。國君卽位爲椑。存不忘亡也。昔堯葬穀林。通樹之。禹葬會稽。農不易畝。故葬於山林。則合乎山林。封樹之制非上古也。吾無取焉。壽陵因山爲體。無爲封樹。無立寢殿。造園邑。通神道。夫葬也者藏也。欲人之不得見也。骨無痛痒之知。家非棲神之宅。禮不墓祭。欲存亡之不贖也。爲棺槨足以朽骨。衣衾足以朽肉而已。故吾營此丘墟不食之地。欲使易代之後。不知其處。無施葦炭。無藏金銀銅鐵。一以瓦器。合古塗車駕靈之義。棺但漆際三過。飯含無以珠玉。無施珠襦玉匣。諸愚所爲也。季孫以琥珀歟。孔子歷級而救之。譬之暴骸中原。宋公厚葬。君子謂華元樂莒不臣。以爲棄君於惡。漢文帝之不發霸陵。無求也。光武之掘原陵。封樹也。霸陵之完。功在釋之。原陵之掘。罪在明帝。是釋之忠以利君。明帝愛以害親也。忠臣孝子。宜思仲尼丘明釋之言。曉華元樂莒明帝之戒。存於所以安君定親。使魂靈萬載無危。斯則賢聖之忠孝矣。自古及今。未有不亡之國。亦無不掘之墓也。喪亂以來。漢氏諸陵。無不發掘。至乃燒取玉匣金縷。骸骨並盡。是焚如之刑也。豈不重痛也。禍出乎厚葬封樹。桑霍爲我戒。不亦明乎。其皇后貴人以下。不隨主之國者。有終沒皆葬潤西。前又以表其處矣。蓋舜葬蒼梧。二妃不從。延陵葬子。遠在嬴博。魂而有靈。無不之也。一淵之間。不足爲遠。若違今詔。妄有所變改造施。吾爲戮尸地下。戮而重戮。死而重死。臣子爲蔑死君父。不忠不孝。使死者有知。將不福汝。其以此詔藏之宗廟。副在尙書祕書三府。

魏志卷一、文帝

此詔制を見れば文帝が薄葬を主張した所以の一に、先づ厚葬は古禮に非ずとして自己の意見に權威を付けると共に、厚葬によつて後世奸人の發掘に遭ひ骸骨散亂の悲惨なる事を怖れた事も其重要な要素である事が窺はれる。西京雜記に見ゆる様な陵墓發掘の事實は彼等の傳聞するところであり。董卓の漢家の天子諸陵の發掘は彼等の親しく目睹するところであつたらう。

初平元年二月。董卓乃徙天子都長安。焚燒洛陽宮室。悉發掘陵墓。取寶物。

魏志卷六、董卓傳

明帝の太和四年皇太后郭氏の姉子孟武死すや、遺族は厚く葬り、祠堂を記さんとした時、郭氏は自喪亂以來。墳墓無不發掘。皆由厚葬也。首陽陵可以爲法也。

魏志卷五

と云つて止めたのも、郭氏が太祖曹操が魏公の時、後の文帝丕に嫁いだもので、漢末喪亂に際し、悲惨なる非人道的な墳墓發掘の事實を見聞してゐたためであつた。故に魏家帝后は此薄葬の詔制によつて葬られた。

文帝。黃初七年五月丁巳。帝崩于嘉福殿。時年四十。六月戊寅葬于首陽陵。自殯及葬。皆以終制從事。

魏志卷二、魏文帝

郭后。青龍三年正月丁巳。皇太后崩。三月庚寅。葬文德郭后。營陵于首陽陵澗西。如終制。

魏志卷三、魏明帝

而して此曹操、丕二代の詔制は、當時兵馬倥偬の際の明賢宏達の士の厚葬を匡救さんとする氣風と相應じ歎むるに時服を以てし、明器を備へず、封樹を行はざる薄儉の葬送が行はれ、珠玉珍寶を以つて從葬し、隆々たる墳墓を築いた

漢代のそれとは全く趣を異にするに至つた。

司馬朗—遺令布衣幅巾。歛以時服。州人追思之。

司馬朗臨卒。謂將士曰。刺史蒙國恩厚。督師萬里。微功未效。而遭此疫癘。既不能自救。辜負國恩。身沒之後。其布衣幅巾。歛以時服勿違吾志也。

魏志卷十五司馬朗傳。右司馬朗傳註引魏書。

于禁—病篤。遺令歛以時服。

杜安—後徵拜巴郡太守。率身正下。以禮化俗。以病卒官。時服薄歛。素棺不漆。

魏志卷二十三、杜襲傳註引先賢

行狀

杜根—遷濟陰太守。以德讓爲政。風移俗改。年七十八以壽終。棺不加漆。歛以時服。同右

裴潛—正始五年薨。子秀嗣。遺令儉葬。墓中惟置一坐瓦器數枚。其餘一無所設。

魏志卷二十三、裴潛傳
魏志卷二十四、韓暨傳

韓暨—景初二年夏四月薨。遺令歛以時服。葬爲土藏。

魏志卷二十四、韓暨傳

韓暨臨終遺書曰。夫俗奢者示之以儉。儉則節之以禮。歷見前代送終過制。失之甚矣。若爾曹敬聽吾言。歛以時服。葬以土藏。穿畢便葬。送以瓦器。慎勿有增益。

王觀—遺令藏足容棺。不設明器。不封不樹。

魏志卷二十四、王觀傳
右註引楚國先賢傳。

高堂隆—卒。遺令薄葬。歛以時服。

同二五、高堂隆傳。

以上は魏國の明達の士の薄葬の事實であるが、他の蜀吳二國に於ても同様の風習が行はれた。

諸葛亮—遺命葬漢中定軍山。因山爲墳。冢足容棺。歛以時服。不須器物。

蜀志卷五、諸葛亮傳。

譙周——臨終屬熙曰。久抱疾。未曾朝見。若國恩賜朝服衣物者。勿以加身。當還舊墓。道險行難。豫作輕棺。殯斂已畢。上還所賜。

張昭——遺令幅巾素棺。斂以時服。

諸葛融——赤烏四年。年方十八卒。遺命令素棺。斂以時服。事從省約。

呂岱——遺令殯以素棺。疏巾布襍。葬送之制。務從約儉。凱皆奉行之。

是儀——及寢疾。遺令素棺。斂以時服。務從省約。年八十一卒。

要之以上の諸人の檢葬は、三國鼎立の紛亂の世に際し人民を率いて立つべき喪路に在るを意識して、所謂儒家の厚葬を排撃し、墨家の薄葬を賞讃して、此を實行した様であるが、茲に更に衣衾棺槨を用ひず、裸體其儘葬る贏葬を決行した者すらあつた。即ち沐並が其人である。彼沐並字は徳信、河間の人。黃初中成梶令となり。後三府長史より濟陰の太守となつたが晩年召還せられて議郎に拜せられた。年六十餘、餘命の幾何もなきを知つて豫め終制を作つて其子雲儀等を戒めた。魏志卷二十三、常林傳註引魏略。

彼の終制は禮は生民の始教にして、百世の中庸である。故に力行する者は君子となり。務めざる者は終には小人となる。然らば聖人に非れば從容履行する事が出來ない。故に驕奢の過ある富貴者や、固陋の譏を受ける貧賤者は、養生送死の道に於て非禮に陥る事を免れ得ない。此點より觀れば陽虎の胸璠は暴骨よりも甚しく、桓魋の石椁は速く朽るに如かずと説くは儒家の撥亂反正鳴鼓矯俗の大義ではあるが、自分は此に満足する事は出來ない。自分の慕ふ道は老莊の道であつて、人死するや、棺椁を牢とし、衣裳を纏ひ、屍を地下に繫ぎ、長く桎梏に幽せらるゝは忍び得ざる

吳志卷七、張昭傳
同卷七、諸葛融傳

同卷十五、呂岱傳

同右、是儀傳

同誰周傳註

ところである。且自分は淳濁の材質を以つて、清流を汎し、國恩を忝うし、宰守に歷試したが、何の効をも盡す事が出来なかつた。自分は王孫の故事に仿い、上は市朝の逋罪を贖い、下は道化の靈祖に親しむを冀ふと云つた。

至嘉平中病甚。臨困。又歎豫掘棺。戒氣絕令二人舉屍卽棺。絶哭泣之聲。止婦女之送。禁弔神之賓。無設搏治粟米之奠。又戒後亡者不得入藏。不得封樹。妻子皆遵之。

勿論此裸葬は彼も終制に述べてゐる如く、漢代の楊王孫が行つて當時の厚葬者を警めた事があつて、—見漢書卷六七本傳並說苑卷二十一珍しい事ではないが、既に當時の人々に夫の阮籍が母の臨終を聞くもと園墓を止めず。又母を葬る際に一肥豚を蒸し、酒二升を飲んで臨決した様な自己の厭世觀より世間の禮法を排斥して自然の感情を表現せんとする老莊的氣風が崩してゐたかも知れない。—世說新語卷下之上、任誕第二十三、及劉孝標註、並晋書卷四九本傳—以上は漢魏時代の葬法の厚薄の差異で、魏文帝は薄葬を以つて古禮に合するものとしたが、—薄葬詔—更に墓祭も古禮に非ずとして排斥した。—同上—

壽陵因山爲體。無爲封樹。無立寢殿。造園邑。通神道。—黃初三年終制

既に壽陵を營造して、寢殿を建てず、園邑を造らず、神道を設けなかつた事は墓祭を行はない事を表示してゐるものである。更に同年詔を出して、

光帝躬履節儉。遺詔省約。子以述父爲孝。臣以繼事爲忠。古不墓祭。皆設於廟。高陵上殿屋皆毀壞。車馬還廐。衣服藏府。以從先帝儉德之志。—晉書卷二十、禮志中。

魏武帝を高陵に葬るや、有司は漢制によつて陵上に祭殿を設けたが、文帝は黃初三年遂に破却して祭禮を行ふ事を中

止した。此墓祭に就いて顧炎武は其著目知錄卷十五、墓祭之條に漢人宗廟の禮を以つて、陵墓に移し、始めて墓祭を行つたと稱してゐるが、其臆説なる事は既に梁玉繩によつて指摘せられてゐる。—史記志疑卷二十五、孔子世家—今一步を譲つて、文帝の儉葬、不墓祭を以つて古禮の精神に合致したものとするも、父武帝死して高陵の土未だ乾かざるに、伎樂百戲を設けた事は三年の喪、諒闇の謹慎を忘却したもので、古禮の破壊冒瀆であり。後世の史家の譏を免れる事は出來ない。

延康元年七月甲午。軍次于譙。大饗六軍及譙父老百姓于邑東。 魏志卷二、魏文帝

尙同條の註に引く魏書に據れば、

設伎樂百戲。令曰。先王皆樂其所生。禮不忘其本。譙霸王之邦。真人本出。其復譙租稅二年。三老吏民上壽。日夕而罷。

尙此時水經注によれば、(卷二十三、陰溝水條)

文帝以延康元年幸譙。大饗父老。立壇于故宅。壇前樹碑碑。題云大饗之碑。

とあつて、此大饗之碑は洪适の隸釋卷十九に收錄せられてゐるが、それは惟延康元年八月旬有八日辛未に作り、魏志の七月の誤りなる事を證明するに足る。此魏志並に大饗碑によつて、文帝が父武帝が建安二十五年(即ち延康元年)正月に崩じてより數月の後、武帝の肉未だ乾かざるに、置酒高會し酣飲算なく、金奏間作り、祕戲畢く陳するの醜態を演じ、諒闇三年、政を家宰に聞くの古禮を滅却したのである。されば晉書禮志に(卷二十)

魏武以正月崩。魏文以其年七月。設伎樂百戲。是則魏不以喪廢樂也。

と記し。又晋一代の名史家と稱せられた孫盛が、

昔者。先王之以幸治天下也。内節天性。外施四海。存盡其敬。亡極其哀。思慕諒闇。寄政家宰。故曰三年之喪。自天子達於庶人。——中略——魏王既追漢制。替其大禮。處莫重之哀。而設饗宴之樂。居貽厥之始。而墮王化之基。及至受禪顯納二女。忘其至恤。以誣先聖之典。天心喪矣。將何以終。是以知王齡之不遐。卜世之期促也。魏志卷二、大饗之條註。

と稱して慨歎する所以である。

次に當時盛行はれた喪俗は未婚の男女の死亡した者を合葬する風習である。

太祖の存世中太祖の子鄧哀王沖薨するや、太祖は冲のため甄氏の亡女を娉して合葬した。

建安三年。鄧哀王沖疾病。太祖親爲請命。及亡。哀甚。爲娉甄氏亡女。與合葬。

魏志卷二十、鄧哀王沖傳

又愛子倉舒沒するや、太祖は邴原の亡女と合葬せんがため原に求めたが、原は非禮として辭退したゝめ太祖も已むなく斷念したこともあつた。

原女早亡。時太祖愛子倉舒亦沒。太祖欲求合葬。原辭曰。合葬非禮也。原之所以自容於明公。公之所以待原者。以能計典而不易也。夫聰明公之命。則是凡庸也。明公焉以爲哉。太祖乃迄。

魏志卷十一、邴原傳

邴原が此の如き合葬を非禮として辭退した所以のものは、周禮地官媒氏の禁遷葬者與嫁殤者。の嫁殤者を禁ずるの禮法に據つたものであらう。此嫁殤者に就いて、鄭玄は殤十九以下未嫁而死者。生不以禮相接。死而合之。是亦亂人倫者也。と註し、後鄭は嫁殤者謂嫁死人也。今時聚會是也。と云つてゐるが、漢代で聚會と云はれてゐた風習は元來婚

姻の話のなかつた男女が夭死した後、兩家が婚禮を行つて合葬する事で即ち後世の所謂冥婚合葬と稱せらるゝものが此に當るものであらう。而して鄭司農の云ふ聚會が洪适の穀釋卷十二所載の漢碑相府小史夏堪碑の娉會謝氏。並靈合柩。の娉會ならば、此風習が漢代に既に行はれてゐた事を實證する事が出来る。要するに邴原は上述の如き合葬を非禮非人倫的なるものとして拒絶したものであらう。

明帝の太和六年帝の愛女淑薨するや。帝は哀惜の餘り甄皇后の亡從孫黃を取つて合葬し、黃に列侯を追封した。

太和六年帝愛女淑。追封淑爲平原懿公主。爲之立廟。取后亡從孫黃。與合葬。追封黃列侯。魏志卷五、后妃傳

當時淑と黃との合葬に關する非難は史上に見えて居ないが、一年未満の所謂禮に云ふ無服の殤の淑のため明帝が洛陽に廟を立て、制服を加へ、舉朝素衣して、朝夕哭臨せしめたことに對して朝野の論議を惹起した。就中楊阜陳群は各上疏して諫爭した。次に陳群の上疏を記せば、

長短有命。存亡有分。故聖人制禮。或抑或致。以求厥中。防墓有不修之儉。贏博有不歸之魂。夫大人動合天地。重之無窮。又大德不踰閑。動有師表故也。八歲下殤。禮所不備。況未期月。而以成之禮送之。加爲制服。舉朝素衣。朝夕哭臨。自古已來。未有此比。而乃復自往視陵。親臨祖載。願陛下抑割無益有損之事。但悉聽群臣送葬。乞車駕不行。此萬國至望也。

魏志卷二二、陳群傳。

然も明帝は遂に從はなかつた。

最後に吉地を擇んで埋葬する所謂風水術——風水の字は始めて晋郭璞の撰と稱せらるゝ古本葬書に見ゆ。經曰。氣乘風則散。界水則止。古人聚之使不散。行之使有止。故謂之風水。——は正史としては後漢書に始めて見えてゐるが、

初袁安父沒。母使訪求葬地。道逢之書生。問安何之。安爲言其故。生乃指一處。云葬此地。當世爲上公。須臾不見。安異之。於是遂葬其所占之地。故累世隆盛焉。

後漢書卷四十五、袁安傳

此吉地を選擇する風習は三國時代には如何と云ふに、魏志卷二十九管輅の傳に、
輅隨軍西行。過母丘儉墓下。倚樹哀吟。精神不樂。人問其故。輅曰。林木雖茂。無形可久。碑誅雖美。無後可守。

玄武藏頭。蒼龍無足。白虎銜尸。朱雀悲哭。四危以備。法當滅族。不過二載。其應至矣。

とあるが、更に水經注卷十六穀水の條に管輅別傳を引き、

穀水又東逕魏將作大匠母丘興墓南。二碑存。儉父也。管輅別傳曰。輅嘗隨軍。西征。過其墓。卽歎謂士友。曰。玄武藏頭。青龍無足。白虎銜尸。朱雀悲哭。四危已備。法應滅族。果如其言。

とあつて、前者魏志には母丘儉の墓、後者水經註には其父母丘興の墓となつてゐるが、此は恐らく前者が誤りで、鄭道元の水經注が正しいと思ふ。何んとならば、母丘儉は齊王廢せらるゝや、明帝の顧命に感激し、兵を擧げて司馬師を討つたが、武運拙く敗走して遂に殺され、延いて其三族も族滅の刑を蒙つたが、かゝる最後を遂げた母丘儉の墓が林木繁茂、碑誅齊美に營造せらるゝ理なく、且彼が討伐の兵を擧げたのは正元二年で、管輅の死に先づ一年前なるに想到するも、管輅の見て後來を豫想した墓は母丘儉の父母丘興のものであらう。殊に興は黃初中武威太守となり、後叛胡を討つて功あり、高陽鄉侯に封ぜられてゐる點より見ても墳墓の盛觀と相符合する。

此記事は勿論母丘興の葬送に當り、遺族が墓地の吉凶を相して埋葬した事ではないが、當時の名相士と稱せられた管輅が視て、吉葬の地に非ざる事を指摘し、其理由として、玄武、蒼龍、白虎、朱雀の四者が各其處を得て居ない事

を説明してゐるが、前に掲げた袁安の場合は道路で偶然遭つた三人の書生が安に吉地を教示したもので、吉地凶地の理由もなく、又詰其者も神仙めいてゐるが、此方になると後世所謂地理家の云ふ吉凶葬地選定の理由とする意義と良く類似してゐる。此點より見れば後世風水術の祖を次の時代の郭璞に歸し、葬書一卷を彼の著となし、地理家の權輿としてゐるが、此文より見て管輅をば其位置に置換ねばならないものと考ふ。三國志を通じて此以外に風水術の流行を證明する材料を見出す事は出來ないが晋代に至り郭璞等によつて盛大なる氣運に向つた此風習も、管輅等が與つて力ありと云はざるを得ない。

以上簡単ながら三國時代の喪葬の禮俗に就いて述べたが、此時代は非常に短く、事實後漢末と晋初及の境も明確に區別して考察する事は出來ない。晋書の禮志等には漢魏以來の禮法として、區別をして居ないが、此三國時代は漢代の一反動時代で、後來の喪葬の禮法に大なる變革を及した重要な時期と云はざるを得ない。

(註) 楊樹達氏に漢代婚喪禮俗考の著あり。(上海商務印書館出版、其中喪葬禮俗考は先に清華學報第四卷第一期に發表せらる)

後漢時代三年の喪の行はれたる事は同書二百四十二頁より二百五十頁に見ゆ。